

届出対象住宅事前確認フロー図

START

届出しようとする住宅は、「一戸建て住宅」、「長屋」、「共同住宅」又は「寄宿舍」のいずれかですか。

はい

新築後一度でも居住の用に供して3箇月以上経過していますか。

はい

家屋内に宿泊者が占有する宿泊室のほか、台所、浴室、便所、洗面設備は備わっていますか。

はい

届出しようとする住宅は、現に人の生活の本拠（3箇月以上）として使用されている家屋、又は随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋ですか。

いいえ

届出しようとする住宅は、入居者の募集が行われている家屋ですか。

いいえ

いいえ

いいえ

はい

届出時に、当該事実を中止してから3箇月以上経過していますか。

はい

はい

いいえ

届出対象となる住宅ではありません。

届出しようとする住宅を、事業（旅館業を含む。住宅宿泊事業及び賃貸業を除く。）の用に供していた事実がありますか。

はい

自己所有の戸建て住宅ですか。

いいえ

はい

・届出しようとする住宅が賃貸住宅（戸建て、共同住宅含む。）である場合は、賃貸人等が住宅宿泊事業の用に供することを承諾していますか。
・分譲マンションである場合は、管理規約等で住宅宿泊事業を営むことが禁止されていませんか、または、管理組合に禁止する意思がありませんか。

いいえ

いいえ

宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を満たしていますか。【「安全措置編」参照】

はい

いいえ

届出しようとする住宅の避難通路の最も狭い部分の幅員は1.5m以上ありますか。

いいえ

いいえ

宿泊定員5名以下（1組）など、1.5m未満の場合の遵守事項を満たしていますか。【「避難通路編」参照】

はい

はい

届出しようとする住宅が存する用途地域は、住居専用地域ですか。

いいえ

届出により、180日（泊）の住宅宿泊事業の実施が可能です。

はい

住宅宿泊事業者は、法人ですか。

いいえ

住宅宿泊事業者が届出しようとする住宅に居住していますか。

はい

はい

当該居住期間は、3箇月以上継続していますか。

はい

住宅宿泊事業者が住宅宿泊管理業務を行いますか。

はい

届出により、180日（泊）の住宅宿泊事業の実施が可能です（その他条件がありますので窓口での相談をお願いします。）。

届出しようとする住宅は「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」に規定された京町家ですか。

いいえ

はい

当該事業は、認定京町家事業であって、宿泊定員9名以下（1組）など一定の要件を満たしますか。

いいえ

届出により1月15日正午から3月16日正午までに限り住宅宿泊事業の実施が可能です。

※ 地域によっては、都市計画法や建築基準法に基づく「地区計画」や「建築協定」の制度を活用して、民泊等の用途を制限している場合がありますので、別途、京都市のホームページ等で御確認ください。